

2008年度 第2回協同総合研究所理事会議事録

1.開会挨拶

古谷直道 理事長

2008年はワーカーズコープ全体では「協同労働の協同組合（仮）法」法制化のために力を結集した一年であった。法制化作業自体は政治的状況を背景に進展を見なかったが、「協同労働」の社会的認知度は飛躍的な前進をしたと思われる。2008年2月20日には超党派によって、166名（現在）からなる議員連盟ができた。また各地方議会でこの法案の早急なる制定を望む意見書があげられ、1月24日現在で411議会が採択している。地方では議員や自治体職員がどのようにこの法案を自分たちのまちで活用出来るかを具体的に検討し始め、そのための学習会開催など高まりを見せている。

また、コミュニティ事業支援条例のような地方議会独自の条例作りとも関連している。埼玉県では県内地方議員による本法案の法制化議員連盟立ち上げの機運さえあり、地方行政へのある種の影響が見られるようになった。協同労働およびワーカーズコープへの各地方行政からの期待が感じられる。

現在の法制化の具体的な動きは前回同様、3つの争点（①労働者性の問題、②設立要件の問題、③税制問題）を中心に詰めの議論を行っている。出来る限り早く議員連盟3役による承認を受け、議連発足1周年を前に本法案の法律制定に向けての動きを強めたく思う。3月の地方議会においても意見書採択の勢いを増し、1000議会の突破を目指したく思う。

法制化の実現化とともに百年に一度といわれるこの大不況のなかで、我々の力を総結集し、ワーカーズコープがいかなる道を進むべきかという方向性を明示しなければならない。

昨年からは厚生労働省助成による夕張市の高齢者に関するアンケート調査を行った。1200余件にも及ぶ調査内容については3月7日（土）に行う夕張市民集会のシンポジウムで市民へ伝え、地域全体をどうするかについて考えたく思う。地域全体をどうしてよいかわからないという状況は夕張市だけではなく、他の自治体からも同様な問い掛けが増えており、協同総研としてもこれに応えていかねばいけない。

協同総研は現在、研究員は主任研究員のみである。研究者は社会全体への関心を広げた上で、自分の専門領域を深めるといふ、いわゆるT型の活動スタイルが望ましい。しかし、専門的な意見で研究者ではない会員は、協同総研の中でどのように活動すればいいか。研究者と研究者でない会員の協同はどうあるべきか。会員拡大を進める一方で、新会員へいかなるメッセージを発信すべきかということを含め、協同総研のあり方をこの一年をかけて考え出していければと思う。

2.活動報告と今後の展望

田嶋 康利 専務理事

*別紙、第2回理事会議案参照

3. 「協同労働の協同組合（仮）」法の現局面とその課題について

島村 博（協同総合研究所主任研究員／
協同労働法制化市民会議 副会長）

【前回からの状況についての報告】

2008 年秋、坂口氏より法提案のための最終仕上げをのぞまれる連絡があったが、福田内閣から麻生内閣へ政権交代があり、一堂が会す場も三役（坂口氏、長勢氏、仙石氏）会議の場も設けられなかった（変則的な二者会談のみ）。

1. 「労協法・長勢案」の試作

衆議院法制局に仮に長勢法案をベースにした場合の法案を試作成の指示が出された。しかし、出された骨子案内容は市民会議側、議連立ち上げの基礎的考え方とはかけ離れた内容であったため、受け入れがたいことと、根本的な見直し要求をお願いした。

法制局からは「指示通り出されたものをベースに試作したのみ」であるとの返答があった。

2. 年末、年明けの動き

【社会保険適用についての合意の形成】

1. 法人たる組合が使用者責任を負うという前提の下で従事組合員は労働基準法9条の意義での労働者であるとする。

省が承諾すれば全員へ保険適用が可能になる。

狭義解釈で使用者（理事長）については9条の労働者ではないとするならば、理事長について労災への特別加入条項をおこしカバーする。

2. 9条の労働者ではないとするならば、組合加入契約のほかどのような内容の就労に関する契約を結べば、「労働者」として認められるのかを逆に監督行政へ問いかける。

【今後の動き】

法案の仕上げの時期だが総選挙の影響から三役会議が開かれず、最終ドラフトの衆議院法制局提出のタイミングが読めない。早くても5月連休明けの国会以降であろう。

当面は各地集会開催と成功、自治体や市民による認知度を高め、社会的評価を高めること。（監督官庁予定の）厚労省との基本合意に達せられるよう、話し合いを丁寧に重ね、必要があれば学習会なども開く必要がある。

【質疑応答】

堀越 芳昭理事（山梨学院大学）：雇用保険のみが適用外であり、労災、医療、年金保険等に関しては問題ないのか？

島村：雇用保険法の適用が認められれば、必然的にその他の保険の適用も自動的に決定さ

れる。年金制度等の改革などは別として、雇用保険の受給主体となれば、当然、労災のケースや政府管掌の医療保険や厚生年金に加入することとなる。

出資し経営に参加する者であっても就労時間等のほか一定の労働規律の下で賃金を受けて働いている者を労働者とみなすという大審院の司法判断は未だ覆されておらず、戦後の労働省、中小企業庁による同条の解釈も生きており、これは労働全書にも記載されている。司法判断、行政判断に続いて立法者が法の文言に書き記す決断をするかどうかの問題。決断は、困難なものではないはずである。

吉田：「使用者責任」について確認ですが、通常の「民法 715 条」の責任とは異なる意味合いを含めているところからミスコミュニケーションが起こらぬようすべきだ。協同組合における 715 条の責任についてはどう考えているのか？

島村：厚労省が問題視しているのは基準法の順守に関しての使用者の責任という、狭く、限定的なものである。

民法でいう「使用者責任」は、被用者が事業を行うについて第三者に加えた損害に使用者として賠償責任を負うとするものであるが、これは、法人の責任の仕組として当然のものであり、「協同労働の協同組合法」要綱案（第三 管理 四 理事 1）で掲げている。

以上.

4. 議題

1. 協同総研の研究活動の活性化

- ・地域研究会助成金制度の設置…全国の理事と各ブロックの事務局を中心に協同総研の地域研究を展開していくことを目的に助成金制度（5万円/1ブロック）を設置した。ぜひ活用してほしい。
- ・HPリニューアル…会員同士や協同労働へ関心のある方を対象に、相互に情報やり取りできる仕組みを作っている。ぜひ、自身の取り組みや研究内容について情報をお寄せいただきたい。
- ・研究年報の発行…現在、2刷し、350部を好調に売り上げている。2009年度も発行を予定している。

2. 出資金回収について

①有限会社 ワーカーズコープアスランの倒産と出資金返金不可について

杉村 和美理事（アスラン代表）より説明。

8年9か月に及ぶアスランの出版事業を2009年1月9日をもって終了した。創立当時、協同総研より10万円の出資金を受けているが、大変申し訳ないがその返還ができない状態にある。

倒産の原因

- ・出版業界全体の低迷
- ・営業力の弱さ
- ・ワーカーズコープ形式でありながら有限会社として運営する矛盾
- ・収支のアンバランス（フリーランスの組合員たちの収入を考え、引き下げがなかなかできなかった）
- ・仕事量、責任負担の特定個人への過重などが挙げられた（別紙、アスラン解散についてのレジュメ、決算資料参照）。

上記、理由によりアスランからの出資金回収は困難であると判断し、本出資金に関する債権を放棄し、今年度決算時に処理をする方向を報告した。

②柳野高校出資金について

協同総研からつげの森市民ネットワーク（以下、ネットワーク）に対して、1994年10月28日付けにて金100万円の出資を行っている。ネットワークは黄柳野高校創立のための用地購入代金として出資金を使用し、当校開校に至った。しかし、その後、当時の代表者がその責任を放棄し、現在は出資金返金が危ぶまれる状況にある。

ネットワークでは出資者へのアンケートをとり、出資金に対する意向をまとめた上で、学校側と話し合いを持つ予定。出資者の高齢化などを背景に出資金の返金請求も数件あり、ネットワーク側としては点在する所有財産（土地）の一部を売却し、多少なりとも返金に充てたいと考えている。しかし、現在の土地の時価や、実際に購入希望者がいるかという点も不明。一方、学校側は法的責任は皆無であるという姿勢をとっており、今後この出資金が返還されるかどうか分からない状況のまま

なっている。本件に関しては今後も動きがあり次第、理事会で報告することとする。

5. 各理事よりひと言ずつ

梶 慶一郎（(財)政治経済研究所）：黄楊野高校創立に幹事として関わっていた一人である。協同総研のような非営利団体も経営責任がある以上、出資などの関わりのあり方に関する基準を今後は設けるべきだろう。

富沢 賢治理事（聖学院大学）：活動内容が広範になったため、優先順位をきちんと決めないと効率が却って悪いものとなる。現時点では法制化が優先されるのであれば、そのために研究所として何ができるのか。夕張を地域活性化の一つのモデルにするならば何らかの成果に結びつけるなど、活動の多さばかりで社会的に訴える力を持っているように思えない。活動の優先順位づけ、広報方法など見直す点があるように思えた。

吉田 邦彦理事（北海道大学）：民法改正に関する「ジュリスト」(有斐閣)2008年12月1日号(1368号)へ「協同労働の協同組合(仮)法」法制化の動向紹介とともに島村主任研究員の論文などを引用し、社会の変容とともに変化する立法の在り方について寄稿した。

「協同の発見」3月号は居住福祉の特集を取り上げる予定だが、日本居住福祉学会からも2008年末、「中山間地の居住福祉」(居住福祉研究叢書3巻)(信山社)を発行した。中山間地には労協の活動と重なる点も多い。市町村合併による課題や地方都市の空洞化問題なども扱っている。夕張の問題は空洞化とともに、スプロール化の問題もあり、それをどう克服してコミュニティとして結集していくかが課題である。

同様な課題をもつ米国アトランタで今年初めに調査を行った。また、サンディエゴで行われている貧困地区のコミュニティ再生活動に関するケーススタディを行っている。そこで行っているホームレス支援活動や教会主催の給食活動、NPOが行った貧困地区と環境汚染地区の統合による変革の実践例なども、できれば順次、所報へ寄稿したいと思っている。

杉本 貴志理事（関西大学）：今日は有益な話などたくさん聞いて参考になった。感想として、所報『協同の発見』の内容の多さに焦点が絞りにくいといった意見が出されたが、研究所運営の在り方に関しても同様な印象を受ける。たとえば議案書にある1月から3月までの90日間の活動方針だけでも30項目に及ぶのは現実的ではないのではないかと疑問に思う。会議の内容も何を決議するのかなど、資料も含め、もう少し整理した上で定義すれば、議論も深まるのではないだろうか。

堀越 芳昭理事（山梨学院大学）：近況を紹介することで、発言としたい。

- ・新しい公共には協同性の発揮が重要であるという趣旨の、「新しい公共性における協同性」という拙稿論文が2月に出る予定である。これは10月に行われた協同総研の総括フォーラムなどを整理して、「協同労働(仮)法」の法案内容について詳しく言及した内容になっている。
- ・協同組合の出資金の在り方について問題提起をしている拙稿論文を用意している。現実には協同組合出資金は事業運営のために一定の資本機能を果たしているが、国際会計基準においては返済を約束する払戻可能な出資金は債権に過ぎず、資本とはいえない、としている。しかし時価評価し公開するという条件付きで協同組合の出資金を資本と評価するという考えがまとまりつつあるが、これは協同組合の根幹に抵触する重要な問題点を有している。
- ・2007～08年度にかけて山梨地域の地域経済に関し、山梨県農協中央会、山梨県中小企業団体中央会、山梨県庁とともに共同研究を行っており、そのまとめとして研究報告書を出した。
- ・山梨県の「産業労働懇話会」という行政会議があり、そこで県庁職員、労働組合、経済団体、学識経験者などが集まり、現在の非正規雇用と雇用に関する問題を議題として懇談し、私はその取りまとめ役を務めている。今後は地域の雇用問題と絡めていきたい。
- ・研究所としては専門的な研究に関与する専門家を育成することが重要であると思われる。研究所内でも課題となっている分野の専門性を高めることが求められる。我々大学研究者もそれぞれの専門分野にいたので、研究所運営に役立てられるのでないか。もちろん研究所に求められる専門性と大学における専門性は同じではない。

高橋 晴雄理事：地域で活動するものとして述べれば、研究所における専門的研究は地域社会での実践に資すること、地域で実践している人たちが納得し喜んでもらえるかどうかにかかっていると思う。地域組織も実践者の中に専門性を持った人をつくっていかねばならないので、地域組織に専門性を有する人材を育成することも研究所の役割ではないだろうか。ただし専門性と言っても行政の縦割りの専門性は弊害になる場合が多い。行政がしばしば学者を使うが、地域の実情をふまえた関係創造の視点がない専門性は作文のように聞こえる。地域社会で活躍する人や組織は、実際は多様な分野の関係を大事にしながらまたがって活動している。こうした組織は地域の間人関係などに配慮しており、地域社会に馴染もうと必死である。地域に意志を持つ組織にしようとしている。それと深く関わる協同総研こそ、実践の人たちとの関係を密にし、実践参加型の研究所として相応しいのではないか。そうした視点に立っておっしゃるような研究テーマの絞り込みが必要ではないかと思う。

橋本 吉広理事（地域と協同の研究センター）： ・2009年2月22日の愛知豊田市で開催する緊急シンポジウムにも関わっており、その関係でJA豊田常務や豊田市保見団地の大量に解雇された日系ブラジル人を支援している団体代表などとの会談を行い、繋がりを広げてきている。

・豊田市のなかで働くということを見直し、働き方の代案を提示できなければ現実の仕事に繋がらない。そのためにはどのように地域の働き方を組み立てていけばよいかを豊田を対象に労働を研究している地元・研究者たちと連携することが必須だと思う。これは各地でのシンポジウム開催に共通した課題であり、地元研究者と連携を結び、研究を掘り下げつつ、実践につなげることが重要であり、協同総研の役割はそこにあると思う。

・協同総研理事会のあり方、理事会の運営や議案内容などが総研の役割に相応しいものになっていない点が懸念される。アスラン出資金の件にしても、第三者の立場にある、しかるべき人物が総括したうえで理事会の議案とすべきである。何をどこで決め、誰が提案するのかといった基礎的な運営方法を見直す必要がある。協同総研の発展を展望し、理事会規定を作成することなども一つの手段だと思う。

佐藤 洋作理事（文化学習協同ネットワーク）：・（近況）協同総研へ関与して10年ほど経ったがこの間、若者の問題が大きく変容している。若者がもつ困難は2000年「ひきこもり」問題として顕在化し、さらに2005年以降は「ニート」が雇用問題として扱われ、大不況の現在は「格差と若者」という大きな社会問題のテーマとなり、政策課題となっている。

現在、政府の若者自立支援法の検討委員会に招集され、議論しているが、働き方や就労、社会的企業の問題などを抜きに若者の問題だけで語ろうとしている。しかし、育ちや発達、関係性の問題も絡め、複合的に考えなければ雇用の問題は語れない。協同の視点から現状の若者問題をどう整理し、展望するか議論を深めたい。

・6月ごろに湯浅誠氏と若者の雇用問題とメンタルな発達問題を合体させた生きづらさについての共同フォーラムを行う予定である。

・農林水産省の「後継者育成検討委員会」にも参加している。全国でシンポジウムなどを開催してきたが、改善など展望がないままに進めていたため発展しなかった。しかしこの不況を機に問合わせが相次いでいる。中には環境問題、働き方、生き方などから農業を選ぶ若者が確実に増えてきている。総合的なテーマを持った農業の再生をいかに若者の未来へつなげる運動のなかへ持ち込むかということの問題意識として持っている。

現田 友明理事（ワーカーズコープ札幌）：地域研究会の開催は重要なテーマである。2008年秋から札幌でシニアの仕事おこし懇談会の呼びかけを行っている。以前に比べ、団塊の世代の方々が仕事おこしや地域おこしの問題意識から参加するようになり、ここからシニアワーカーズコープを立ち上げたいと思っている。

また、今年は本格的な生活総合産業としての地域福祉事業所を地域の中に作りたい。そうしたなかからこの地域研究会のテーマを探っていこうと思う。

横井 博理事（元神奈川県立秦野高等職業技術校）：協同労働運動の必要性がますます高まり、協同総研の発展が期待される。運動が多岐に広がるほど、効率的な展開が求めら

れる。

人材育成の点では、東京農工大学との共同研究を通じた若手研究者の育成などにみられるように、中長期的な、地域に根ざした運動を青年に期待して研究に生かし、さらに地学連携を推進している自治体とも結び合い、協同の効果が得られものとする。

私個人としては川崎市の空洞化問題、とくにおきざりにされた中小企業を中心に、ヒアリングを行い、厳しい現状把握に取り組んでいる。

鈴木 修理事（NPO ぐらしえん・しごとえん）：個人としてはジョブコーチの立場から、障がい者就労について厚生労働省からの助成を受け、行っている。障がい者問題に関しても、協同総研としてもっと丁寧に論議を深める必要があると思う。就労支援者のあり方や障がい者への二次障害発生問題など、議論するには深い専門性が求められる。

研究助成を受給するため毎年テーマを変えていくことも理解できるが、数ではなく、内容を話し合いで深め、その後検討していくことも大切だ。

自立支援法と雇用促進法のはざままで混乱している障がい者の人々を協同組合や協同労働がどう取り込んでいけるかなど重要な問題も多い。一つひとつ丁寧な議論をおこない、理事方々の活動の話などについても聞けるよう理事会の時間を大幅に延長してもよいと考える。

梶 慶一郎監事（(財)政治経済研究所）：確かに議題がたくさんあるが、理事はそれを知る必要もある。テーマ別に絞れば、①労協法法制化、②雇用創出研究、③協同労働研究、④財政基盤研究この4点に絞れるであろう。

吉田 邦彦理事（北海道大学）：研究者としては専門に細分化する弊害も実感しており、総合的な研究に対する意義が感じられる。トータルに総合的問題点を掴んだ上で、複合的に絡み合った問題それぞれに対する知見を深める必要性を痛感している。

6. 閉会の挨拶

小橋 暢之副理事長

いろいろと出された意見を今後の理事会運営に反映させていきたい。

島村主任研究員からの報告どおり、「協同労働の協同組合（仮）法」の法制化実現が迫ってきている。実現にともない、各種問題も具体性を帯び始めてきた。また、年末の共同通信による発信により、全国各紙が協同労働とこの法制化について取り上げている。

ワーカーズコープは運動体、事業体、組織体の3つの局面をもつ。このどれかがひとつでも突出してしまうとバランスを崩し、事業の衰退や運動・思想の後退、組織の脆弱化などを招く。バランスが取れたワーカーズコープ運動を展開するなかで、法制化に近いことを踏まえ、協同総研がそれぞれの、「運動論」、「（経営も含む）事業・企業形態論」、「ワーカーズコープの組織・役割論」などを議論し、築く必要がある。ぜひここにも理事のお力を結集し、挑んでいきたい所存である。